

「接続料の算定等に関する研究会 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について(案)」
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和3年12月25日(土)～令和4年1月28日(金)
案件番号:145209862

意見提出者一覧

意見提出者 19件(法人:15件、個人:4件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	個人3
4	個人4
5	株式会社USEN NETWORKS
6	UQコミュニケーションズ株式会社
7	一般社団法人IPoE協議会
8	株式会社インテック
9	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
10	ソフトバンク株式会社
11	株式会社インターネットイニシアティブ
12	西日本電信電話株式会社
13	東日本電信電話株式会社
14	一般社団法人テレコムサービス協会
15	KDDI株式会社
16	株式会社NTTドコモ
17	株式会社オプテージ
18	楽天モバイル株式会社
19	日本通信株式会社

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光コラボについて、これまでもパートナーと真摯に協議し、様々な改善や支援、サービスの高度化等に取り組んできた。今後は、協議を通じて具体的な内容を確認しながら、これまで十分に実施できていなかった事項についても取り組んでいく考え。 ● 研究会での意見を踏まえ、今後FVNO委員会との協議を進める考えであり、既に第1回目の協議を開始しているところ。引き続き経営努力として不断のコスト効率化に努め、その効果も踏まえた卸料金の値下げ等を通じ、パートナーと共に成長を図っていく考え。 ● 提供義務について、目的に対する手段の妥当性や必要性およびその具体的な内容が不明確であることに加え、以下の点を踏まえれば、このまま法改正を進めることは適当ではないと考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定設備設置事業者が協議に応じることを担保することを目的とするのであれば、現行法における卸協議の開始・再開命令により対処することが妥当であり、提供義務を課すことは過剰な規制となるおそれがあること。 ・ 現行法でも、光コラボについては、保障契約約款に基づく提供義務を既に課せられていること。 ・ 卸提供をしている役務を他事業者に公平に提供することを義務付けることを目的とするのであれば、現行法においても禁止行為規制により不当に優先的または不利な取扱いをすることは禁止されていること。 ● 研究会でのヒアリングを踏まえれば、必要とされているのは協議手続き・プロセスの整備であり、提供義務を制度的に課すことによって改善が図られるものではない。団体協議の実施も含め、前向きに対応していく考えであり、規制ありきではなくまずはその取組みを注視いただきたい。 	<p>考え方 1</p>	
<p>(光コラボについて)</p> <p>○ 当社は、光コラボを通じ、パートナーの皆様との「共創」により、with/after コロナの時代を見据えたりリモートワーク・遠隔医療/教育の推進等をはじめとしたICTによる社会課題の解決を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。</p> <p>そのために、当社は、これまでもパートナーと真摯に協議し、「事業者変</p>	<p>○ 御意見中「光コラボについて」で示されたような姿勢で協議に臨まれることは望ましいことと考えます。その上で、既に協議を開始されているFVNO委員会のみならず、その他の事業者や事業者団体とも積極的に協議に応じることが望ましいと考えます。</p>	<p>有</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>更」のスキームの導入や契約・ご注文の受付に関する改善等、サービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービスの高度化等に取り組んできたところであり、今後は、接続料の算定等に関する研究会を通じてFVNO委員会殿よりいただいた「卸先事業者の要望をきちんとカウントする仕組み」や「検討結果をフィードバックする仕組み」の導入等のご意見を踏まえ、協議を通じて具体的な内容を確認させていただきながら、これまで十分に実施できていなかった事項についても取り組んでいく考えです。</p> <p>○ なお、当社としては、同研究会でのご意見を踏まえ、「卸協議の充実」の内容について、今後FVNO委員会殿との協議を進めさせていただく考えであり、既に第1回目の協議を開始しているところです。</p> <p>上記の取組みに加え、当社は、引き続き経営努力として不断のコスト効率化に努め、その効果も踏まえた卸料金の値下げ等を通じ、パートナーの皆様にとって光コラボをより使いやすいものにしていくことで、共に成長を図っていく考えです。</p> <p>(提供義務について)</p> <p>○ 今回の制度整備案において、「指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じることを担保する」ことを目的とし、そのための手段として「正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務」を課すことが提示されていますが、目的に対する手段の妥当性や必要性およびその具体的な内容が不明確であることに加え、以下の点を踏まえれば、当社としては、このまま法改正を進めることは適当ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じることを担保する」ことを目的とするのであれば、現行法における卸元事業者に対する卸協議の開始・再開命令により対処することが妥当であると考えます。光コラボについては、これまでそうした命令が行われていない中、提供義務を課すことは目的にも一致せず過剰な規制となるおそれがあること。 ・現行法でも、光コラボについては、保障契約約款（IP通信網サービス契約約款）に基づく提供義務を既に課せられていることを踏まえれば、「協議に応じることを担保」するために卸役務の提供義務を課す必要はないこと。 	<p>○ 御意見中「提供義務について」のうち、「目的に対する手段の妥当性や必要性およびその具体的な内容が不明確」との点については、必ずしもその根拠が明らかではありませんが、具体的に御指摘のあった三点については、次のとおりと考えます。</p> <p>○ 一点目につきましては、電気通信事業法（以下「法」といいます。）第39条において準用する法第38条第1項に基づく卸協議の開始・再開命令は、全ての電気通信事業者を対象として、協議に応じず、又は協議が調わなかった場合に、公共の利益の増進のために特に必要があり、かつ、適切であると認める場合に、電気通信紛争処理委員会への諮問等所要の手続を経て、協議の開始・再開命令が事後的に発動されるものであって、実際の発動までには相当な時間がかかることが想定されます。</p> <p>○ しかしながら、指定卸役務については、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの電気通信事業者に用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きく、現行制度の下で、指定設備設置事業者が卸役務提供の申入れを受けたにもかかわらずその提供又は協議に応じないといった状況が起きると、指定設備設置事業者のみが役務の提供主体となってしまう、あるいは、協議の開始・再開命令の発動までの間に指定設備設置事業者が関連市場を占有してしまうなど、公正な競争環境の確保に大きな支障を来す事態を招くおそれがあると考えられます。</p> <p>○ このため、指定設備設置事業者がその交渉上</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>・「既に卸提供をしている役務を他事業者に公平に提供することを義務付ける」ことを目的とするのであれば、現行法においても禁止行為規制により不当に優先的または不利な取扱いをすることは禁止されており、その観点でも新たな規制を課す必要はないこと。</p> <p>○ 当社としては、例えばFVNO委員会殿の「卸先事業者からの要望をきちんとカウントする仕組み」や「結果をフィードバックする仕組みを構築していただきたい」といったご要望等、同研究会を通じていただいたパートナーのご意見を踏まえれば、光コラボの利便性向上にあたって必要とされているのは提供義務ではなく、協議手続き・プロセスの整備であり、提供義務を制度的に課すことによって改善が図られるものではないと考えます。当社は、パートナーのご意見を伺いながら、団体協議の実施も含め、前向きに対応していく考えであり、規制ありきではなくまずはその取組みを注視いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>の高い優位性に基づいて指定卸役務の提供やそのための協議に応じないといった公正競争上懸念される状況を制度的に予防し、他の電気通信事業者から協議の申入れがあった当初から誠実に交渉の席に着き、その協議に応じるとともに、その結果に基づき役務を提供することを担保するため、役務提供義務を課すことが必要と考えます。</p> <p>○ 上記の趣旨を明確化するため、本制度整備（案）を一部修正することとします。</p> <p>○ 二点目につきましては、法第20条に基づく保障契約約款制度は、基本的に一般の利用者を想定して、他の電気通信事業者により代替的なサービスが十分に提供されないサービス（電気通信役務）については、利用者が当該サービスに依存せざるを得ない蓋然性が高いと考えられ、価格支配力が濫用される等の場合には、利用者に大きな影響が及ぶおそれがあるものと考えられることから、当該サービスを提供する電気通信事業者に対して、保障契約約款の作成を義務付けるとともに、別段の合意がある場合を除き、当該約款に定める提供条件により提供することを義務付けているものです。</p> <p>○ 一方で、本制度整備（案）は、電気通信事業者向けの卸役務について、より実質的・活発な協議を促す観点から制度的な基盤を整備するものであり、保障契約約款制度とは、規律の趣旨及び内容が異なるものです。</p> <p>○ 三点目につきましては、本制度整備（案）は、「既に卸提供をしている役務を他事業者に公平に提供することを義務付ける」ことを目的と</p>	

意見	考え方	修正の有無
	<p>するものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「協議手続き・プロセスの整備」が必要であるとの御意見につきましては、卸先事業者にとっての利便性向上のため、協議手続やプロセスの整備・改善が図られること自体は重要であるものの、役務提供義務が課されていない現行制度においては、卸元事業者が協議自体に応じることも担保されていないため、協議の申入れがあった当初から、誠実に協議に応じることを制度的に担保する必要があると考えます。 ○ また、卸役務の提供に当たっては、卸先事業者の利便性向上のみならず、卸料金の低廉化等が図られることも重要であるところ、本制度整備（案）は、そのための制度的な基盤の整備も企図しているものです。 	
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度整備案に賛同。 ● 卸先事業者の各種要望の協議ができる体制が構築され、議論内容が実現できているかを総務省が注視することを要望。 ● 光回線卸サービスの卸料金の年度での見直し及び見直しスケジュール開示が進むことを期待。運用面に関しても、紙運用が多いため、DX化のスケジュールの提示を要望。 	<p>考え方2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）」に賛同いたします。 ○ 総務省殿においては、卸協議を引続き注視いただき卸先事業者の各種要望の協議ができる体制を構築し議論内容が実現できているかも合わせて注視いただきたい。 ○ また、光回線卸サービスの卸料金の年度での見直し及び見直しスケジュール開示が進むことを期待しております。運用面に関しても、アナログでの運用（紙運用）が多いため、デジタル運用への改善（DX化）のスケジュールを提示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御要望の光サービス卸の料金の見直しやそのスケジュールの開示、その他運用面の改善といった点も含めて、今後の協議の進展状況については、総務省において引き続き注視することが適当と考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
【株式会社USEN NETWORKS】		
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度整備案に賛同（同旨3社）。 ● 今後も卸協議の状況等を注視し、卸協議の適正性の確保を促すことが重要（同旨2社）。 	考え方3	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）」について賛同いたします。 ○ 総務省殿においては、今後も指定卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を注視し、卸協議の適正性の確保を促すことが重要であると考えます。 ○ また、これら新たな制度の導入により、事業者間協議における価格交渉等により指定卸役務の料金の低廉化が進むことを期待いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社インテック】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度整備案に賛同いたします。 ○ 指定設備設置事業者と卸先事業者の間の卸協議の円滑化が実現し、公正な競争環境の確保に資する制度整備となることを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>		無
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）」について賛同いたします。総務省殿においては、今後も卸協議を注視し、卸協議の適正性の確保を促すことが重要であると考えます。 ○ また、これら新たな制度の導入などにより、光サービスの卸料金の低廉化が進むことを期待いたします。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会】</p>		無
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社の音声接続機能は、SIM交換の制約的な条件はなく、緊急通報もコストベースでの提供であるため、接続による代替性が確保されている。 ● 今後も、MVNOサービスの円滑な提供に向け、MVNOとの卸協議において、相互に要望内容を具体化しつつ、その実現に向け、真摯に対応を行う。 ● まずは事業者間における協議の状況を注視することを要望。 	考え方4	
○ 当社は、音声接続機能を2021年2月より提供開始しており、大宗のMVNOにご利用いただいている。当社の音声接続機能は、SIM交換の制約的な	○ 貴社のモバイル音声卸については、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイ	無

意見	考え方	修正の有無
<p>条件はなく、緊急通報もコストベースでの提供であるため、接続による代替性が確保されている認識である。</p> <p>この点、総務省の「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」は、「指定設備卸役務について、代替手段として接続が確保され、接続制度によって適正かつ公平な提供料金及び提供条件が実現している場合、指定設備卸役務において適正な契約交渉が行われることが期待できる」としている。そのため、当社のモバイル音声卸は、卸協議の適正性が確保されていると考える。</p> <p>○ また、当社は、今後も、MVNOサービスの円滑な提供に向け、MVNOとの卸協議において、相互に要望内容を具体化しつつ、その実現に向け、真摯に対応を行う考えである。</p> <p>具体的には、当社の利用者向け新サービスについて、公正競争上の影響が大きいと考えられる場合は、同機能を同時期に提供が可能となるようMVNOへ情報提供を行う考え。他方、MVNOからの個別要望は、サービス内容・実現イメージ等を確認し、技術面・制度面・料金面での検討を行いながら、両者合意の上、必要なNW・システムの改修等を行う考えである。</p> <p>○ さらには、当社は、5G時代において多様なお客様ニーズに寄り添ったサービスの提供を行うため、MVNOをビジネスパートナーとして積極的に連携して新たなサービスを創出し、市場を拡大していく考えであり、まずは事業者間における協議の状況を注視していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>「ドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)に基づく代替性検証を実施し、制約的条件が含まれる可能性がある中、提供条件が公表されて間もないこと等の観点から、評価保留とする旨、令和3年6月に総務省から通知が発出されていると承知しています。</p> <p>○ ガイドラインに関する御指摘の箇所については、そもそも相対協議が基本である卸協議において、価格交渉等により指定卸役務の料金の低廉化等が実現することを前提としています。</p> <p>○ 貴社の意見において、新サービスについて、同機能を同時期に提供可能となるようMVNOへ情報提供を行うことや、MVNOをビジネスパートナーとして積極的に連携する旨が示されていることは望ましいものの、現行制度においては、各社がそのような姿勢で臨むことを担保する制度的な基盤はありません。</p> <p>○ こうした現行制度の下、実態として、有識者会合や総務省による指摘を受ける以前の段階で、事業者間協議のみでは指定卸役務の料金が引き下げられてこなかったこと、特に貴社は一部のMVNOと総務大臣裁定にまで至ったこと等から、卸協議において貴社の意向が強く反映される状況にあり、その交渉上の高い優位性を認めざるを得ず、今後も継続的に協議が適正に行われることを担保するための制度的な基盤が十分とは言えません。</p> <p>○ このため、本制度整備(案)において示したとおり、卸協議における交渉上の高い優位性等を是正し、卸協議がより実質的・活発に行われるための制度的な基盤を整備することが必要</p>	

意見	考え方	修正の有無
	であると考えます。	

意見	考え方	修正の有無
1～3 関係		
意見5 <ul style="list-style-type: none"> ● 光コラボの卸料金の下げ幅は、過去7年間のNTT東日本・西日本のIP系収入の1%程度に過ぎず、約30%の引き下げが行われた加入光ファイバ接続料に比べて、引き下げの幅は極小であり、卸料金は高止まりしていると言わざるを得ない。 ● 令和2年より、NTT東日本・西日本との間で団体協議が始まり、合計15回開催されたものの、主要な関心事項である網終端装置の増設基準などについては進展がなく、光卸については協議すら始まっていない。 ● 卸元であるNTT東日本・西日本に比べ、卸先であるISP事業者は規模が圧倒的に小さく、交渉力に各段の差があるため、協会がISP事業者を代表して交渉を行う団体協議を要望したものの、NTT東日本・西日本は、NDAを伴う相互接続協定を締結するISP事業者との協議という枠組みを主張したことから、協議が始まっていない。 	考え方5	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2015年のNTT東西の光コラボ開始以降、光コラボの卸料金は数回にわたり幾分かの下げはありましたが、当協会が接続料の算定等に関する研究会（以下本研究会）第50回で説明しましたように、その下げ幅は過去7年間のNTT東西のIP系収入の1%程度に過ぎず、約30%の引き下げが行われた加入光ファイバ接続料に比べて、引き下げの幅は極小であり、卸料金は高止まりしていると言わざるを得ません。 ○ 令和元年の本研究会第三次報告書の公表を受け、令和2年（2020年）より、当協会とNTT東西殿との間で団体協議が始まりましたが、一部については一定の成果はあったものの、主要な関心事項である網終端装置の増設基準などについては進展がなく、光卸については協議すら始まっていない状況です。 ○ 卸元であるNTT東西に比べ、卸先であるISP事業者は規模が圧倒的に小さく、交渉力に各段の差があります。そのため当協会は、協会がISP事業者を 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見にあるように、指定卸役務の料金については、高止まりしていると指摘がされており、また、卸元事業者である指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性も認めざるを得ないものと考えます。 ○ なお、固定通信における、光サービス卸への参入後の協議のあり方については、御指摘のあったNDAの問題も含め、引き続き検討することが適当と考えます。 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>代表して交渉を行う団体協議を要望しましたが、NTT東西殿はNDAを伴う相互接続協定を締結するISP事業者との協議という既存の枠組みに基づく協議を主張したことから、枠が定まらず協議が始まっていない状況です。</p> <p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光コラボは、これまでサービス開始から約7年間で3度にわたり自主的に卸料金の値下げを行ってきた。引き続き不断のコスト効率化に努め、その効果も踏まえた卸料金の値下げ等を通じ、パートナーと共に成長を図っていく考え。 	考え方6	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 光コラボは、これまでサービス開始から約7年間で3度にわたり自主的に卸料金の値下げを行ってきています。 <p>当社としては、引き続き不断のコスト効率化に努め、その効果も踏まえた卸料金の値下げ等を通じ、パートナーの皆様にとって光コラボをより使いやすいものにしていくことで、共に成長を図っていく考えです。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光サービス卸について、自主的に卸料金の値下げを行ってきたとの御意見ですが、光サービス卸の料金が初めて値下げされたのは平成30年8月であり、総務省の電気通信市場検証会議において、平成29年に卸料金と小売料金の関係について指摘を受けるまでは、値下げは行われていなかったと認識しています。 ○ 本来は、有識者会合や総務省によるチェックや議論を待つことなく、事業者間協議における価格交渉等により、指定卸役務の料金の低廉化等が実現されるような環境が整備されることが望ましいところ、現行制度の下での上記のようなこれまでの経緯を踏まえれば、本制度整備（案）において示した制度的な基盤を整備することが必要と考えます。 	無
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度整備案に賛同（同旨2社）。 ● MVNOがMNOと対等な条件で競争することができる環境の整備が重要。同旨2社）。 ● 「接続」と「卸」がバランスよく機能し、それぞれがMVNOの選択肢となることで、MVNOにおいてより柔軟で競争力ある事業展開が可能となり、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保に資する。 ● 5G（SA方式）においては、公正競争環境を維持するには卸役務が果たす役割が 	考え方7	

意見	考え方	修正の有無
<p>ますます大きくなる。</p>		
<p>○ 周波数資源の有限希少性に起因して、設備を保有するMNOの数が少数に限定される構造が避けられないなか、モバイル市場における競争活性化のためにMVNOは重要な存在であり、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフットイングの確保は必要不可欠です。</p> <p>○ MVNOがMNOの設備を利用する形態は、大きく「接続」と「卸」の2種類あるところ、「接続」は公平性を重視し、厳格なルールにより運用されることが望ましい一方で、「卸」についてはイノベーションを促進する観点から、MNOとMVNO間の協議により合意形成が図られることが望ましく、「接続」と「卸」がバランスよく機能し、それぞれがMVNOの選択肢となることで、MVNOにおいてより柔軟で競争力ある事業展開が可能となり、ひいてはMNOとMVNO間の公正な競争環境の確保に資するものと考えます。</p> <p>○ しかしながら、「接続」が存在しない、または不十分である機能や役務の開放においては「卸」が非常に重要であり、本案に記載のとおり、例えばモバイル音声卸役務の料金について、政策的後押しがなされるまで、長期にわたり見直されず高止まりしていたことを鑑みると、適切かつ円滑に第二種指定事業者とMVNO間の卸協議が行われるための環境を整備いただくことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>○ モバイル通信分野では有限希少な資源である電波を利用することから、多種多様な事業者が互いに競争し、料金の低廉化やサービスの多様化を図るには、MVNOがMNOと対等な条件で競争することができる環境の整備が重要であると考えます。</p> <p>○ また、今後、モバイル通信分野では5Gの発展により、さらに多種で高度なサービスが提供され、利用者利便のさらなる向上が期待されていますが、5G（SA方式）においては、ネットワーク・スライシング機能等、多様かつ複雑な機能群での利用が予想され、これまでの接続制度のみでは適正性や公平性確保の判断が難しくなる可能性があります。このため、5G（SA方式）においては、公正競争環境を維持するには卸役務が果たす役割がますます大きくなるものと考えます。</p>		<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 卸役務については事業者間の交渉等により合意形成がなされることが基本であると考えますが、長年の間に亘ってモバイル音声卸料金については値下げが行われなかったことを踏まえ、本案の通り、事業者間協議における価格交渉等により、指定卸役務の料金の低廉化等が実現されるような環境を整備することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		

意見	考え方	修正の有無
4 関係		
<p>意見 8</p> <p>● 相対契約に係る協議は非公開であることから、両者間の交渉力の差により圧倒的に規模の大きい卸元事業者が有利な立場にあり、卸先事業者は卸元事業者の主張に反論できず、なすがままとなっている。これが卸料金の高止まりなど、交渉が進展しない原因となっている。</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>○ 相対契約に係る協議は、非公開であることから、両者間の交渉力の差により圧倒的に規模の大きい卸元事業者が有利な立場にあり、卸先事業者は卸元事業者の主張に反論できず、なすがままとなっています。これが卸料金の高止まりなど、交渉が進展しない原因となっています。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 御意見にあるように、現在の指定卸役務は、形式的には「相対契約」となっているものの、双方が十分に納得した形で協議が行われているとは認められず、指定設備設置事業者の意向が強く反映される状況にあり、指定設備設置事業者に交渉上の高い優位性を認めざるを得ないものと考えます。</p>	無
<p>意見 9</p> <p>● 卸先事業者はサービスを提供するにあたり、当社以外の卸元事業者から卸役務の提供を受けることや、自ら構築した設備と当社の設備を「接続」すること、自ら設備を「自己設置」することも選択が可能であり、卸元事業者が一方向的に優位性を有しているわけではない。</p>	<p>考え方 9</p>	
<p>○ 卸先事業者はサービスを提供するにあたり、当社だけではなく、モバイルを含む他の卸元事業者から卸役務の提供を受けることや、自ら構築した設備と当社の設備を「接続」すること、自ら設備を「自己設置」することも選択</p>	<p>○ 卸先事業者が、貴社以外の事業者から卸役務の提供を受けること自体は確かに可能ではあるものの、2020年度末時点における、卸役務を</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>が可能であることから、当社としては卸元事業者が一方的に優位性を有しているわけではないと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>利用して提供されるFTTHの契約数（1,856万）のうち、貴社の光サービス卸の契約数は82%（1,525万）^(※)と圧倒的なシェアを占めています。</p> <p>○ また、2020年度末時点におけるFTTHの提供形態別の契約数は、「卸電気通信役務」型が1,856万であるのに対して、「自己設置」型が1,325万、「接続」型が321万^(※)と、卸役務を利用して提供される形態が最も多いシェアを占めています。</p> <p>○ さらに、「自己設置」型についても、その契約数のうち、55.2%を貴社が占めています^(※)。</p> <p>○ 加えて、当研究会において過去実施した、接続と卸の代替性検証において、光サービス卸については、代替性が不十分であるという評価をしています。</p> <p>○ 以上の市場シェア及び市場構造から、自己設置事業者かつ光サービス卸の卸元事業者である貴社が一方的に優位性を有しているわけではないとの御主張は当たらないものと考えます。</p> <p>※ 「電気通信事業分野における市場検証（令和2年度年次レポート）」による。</p>	
<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● まずは事業者間協議の状況や更なる情報開示の自主的な取組等について注視し、その上で、追加的な義務やルールの必要性について議論することを要望。 ● 卸元と卸先の両者に対して事実確認を行い、課題を明らかにすることが適当であり、その上で制度整備の必要性、既存制度との関係性を含めて丁寧に議論し、整理することを要望。 	<p>考え方10</p>	
<p>○ モバイル音声卸については、これまでのご議論やご指摘を真摯に受け止め、卸料金の引き下げの実施や、接続代替性への対応を積極的に進め、MVNO</p>	<p>○ 御意見にあるような卸料金の引下げ、接続代替性への積極的な対応、MVNOとの精力的な協</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>と協議も精力的に行っております。また、情報開示についても、4Gや5G（SA/NSA）サービスのデータ通信標準プラン（標準的な料金、その他提供条件等）について、自主的に情報開示を行っており、さらに今後も、MVNOとの協議状況を踏まえ適宜公表する範囲を見直しに努めていく所存です。</p> <p>○ これらの点を考慮いただき、まずは事業者間協議の状況や更なる情報開示の自主的な取組等について注視いただきたいと考えます。そのうえで、追加的な義務やルールの必要性について議論いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、「接続料の算定等に関する研究会（以下、「接続料研究会」という。）にて、卸元と卸先、双方からのヒアリングが行われましたが、双方で協議に関する認識に齟齬があるため、まずは両者に対して事実確認を行い、課題を明らかにすることが適当と考えます。その上で制度整備の必要性、既存制度との関係性を含めて丁寧に議論し、整理いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>議、自主的な情報開示等を進めていただくことは望ましいものと考えます。</p> <p>○ 他方で、モバイル音声卸については、有識者会合や総務省による指摘を受ける以前の段階で、事業者間協議等のみでは指定卸役務の料金が全く引き下げられてこなかったこと等があり、当研究会において卸協議の実態等について、指定設備設置事業者及び卸先事業者に対してヒアリングを実施し、更に、再度双方の意見を聴取する場を設けた上で、指定設備設置事業者に交渉上の高い優位性を認めざるを得ない状況にあるとの課題があると考えます。</p> <p>○ このため、本制度整備（案）において示したとおり、現行制度の下でのこうした課題を是正し、卸協議がより実質的・活発に行われるための制度的な基盤を整備することが必要であると考えます。</p>	

意見	考え方	修正の有無
5 関係		
<p>意見11</p> <p>● 本制度整備案に賛同。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ 左記^(※)の状況の認識の通りです。「指定設備の設置事業者の交渉上の優位性や両者の間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要である。」との結論に賛同します。</p> <p><small>（事務局注：「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）第5段落）</small></p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見12</p> <p>● 本制度整備案に賛同（同旨2社）。</p>	<p>考え方12</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 卸役務の提供については相対協議が活発に行われていくことが重要であり、そのためにも、「指定設備設置事業者の交渉上の優位性」や「指定設備設置事業者と卸先事業者間の情報の非対称性」の是正が図られるよう環境が整備されることが望ましい。 ● 第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、第二種指定事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、一定の規律を設けることが必要（同旨2社）。 ● 卸元事業者に対して指定卸役務の提供義務及び情報開示義務を明確に設けることは、事業者間の円滑な協議の実現に有効。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な事業者が創意工夫により新たなサービスを実現するため、卸役務の提供については相対協議が活発に行われていくことが重要であると考えます。 ○ そのためにも、現行の卸協議における課題を鑑み、「指定設備設置事業者の交渉上の優位性」や「両者（指定設備設置事業者と卸先事業者）間の情報の非対称性」の是正が図られるよう環境が整備されることが望ましいと考えます。 <p style="text-align: center;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
<ul style="list-style-type: none"> ○ イノベーションを促進する観点から、MNOとMVNOとの間のパートナーシップのもと、卸協議により合意形成が図られることが望ましく、本来、規律は最小限とすべきではありますが、第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、第二種指定事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、一定の規律を設けることが必要と考えます。 ○ この点、現行の卸協議にかかる課題等を踏まえ、本案の通り、第二種指定事業者に対して指定卸役務の提供義務および情報開示義務を設けることに賛同いたします。 ○ これらにより、適切かつ円滑に第二種指定事業者とMVNO間の卸協議が行われ、もってMVNOによるさらなる創意工夫による多種多様な新たなサービスの創出につながっていくものと期待いたします。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>		無
○ 本来、卸役務については、事業者間の自由で活発な協議によって実現することが望ましいと考えますが、卸元事業者の持つ交渉の優位性や、卸元事業者と卸先事業者間の情報の非対称性を鑑みると、一定の規律を設けることが		無

意見	考え方	修正の有無
<p>望ましいと考えます。この点、卸元事業者に対して指定卸役務の提供義務および情報開示義務を明確に設けることは、事業者間の円滑な協議の実現に有効であると考えますので、本案の考えに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見13</p> <p>● 卸取引は原則的にはビジネスベースの取引であり、両者のビジネスにおける様々な関係性を考慮しつつ合意形成が図られ、その結果として、多様なサービスが生まれ、新たな市場創出が競争を活性化させる側面がある点を十分に考慮し、まずは事業者間協議の状況や情報開示の自主的な取組等について注視することを要望。</p>	<p>考え方13</p>	
<p>○ ご指摘のモバイル音声卸については、前述のとおり、卸料金の引き下げの実施や、接続代替性への対応を積極的に進めております。また、情報開示についても、自主的な対応に努めております。</p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）」においても、「卸電気通信役務は、電気通信事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本とする」と記載されているとおり、卸取引は原則的にはビジネスベースの取引であり、両者のビジネスにおける様々な関係性を考慮しつつ合意形成が図られ、その結果として、多様なサービスが生まれ、ひいては新たな市場創出が競争を活性化させる側面があるものと考えます。この点は、今後の本検討において十分に考慮すべきと考えます。</p> <p>○ これらの点を考慮いただき、まずは事業者間協議の状況や情報開示の自主的な取組等について注視いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 本制度整備（案）は、御指摘のとおり、卸役務については引き続き相対協議を基本とするものです。他方で、現行制度の下でのこれまでの交渉環境のままでは、再度指定卸役務の料金の高止まり等が生じる懸念が払拭できないところではあります。</p> <p>○ このため、本制度整備（案）において示したとおり、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための制度的な基盤を整備する必要があると考えます。</p>	<p>無</p>

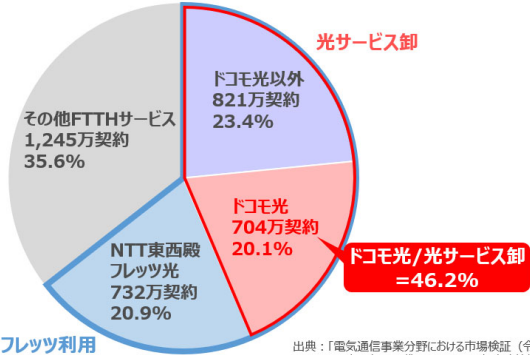
意見	考え方	修正の有無
<p>6 関係</p>		
<p>意見14</p>	<p>考え方14</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 本制度整備案に賛同。(同旨1社) ● 本制度整備案にとどまらず、事業者間協議の促進を推進する更なる制度的措置も求められる。 ● ISP以外の業種からの新規参入事業者と、以前から参入しているISP事業者との間の公平性の点から、後者だけ特別に交渉することができないのであれば、これらを単に卸先としてひとくくりにするのではなく、前者と後者を区分する措置も求められる。 		
<p>○ 左記^(※)の内容に賛同します。さらにこれらにとどまらず、事業者間協議の促進を推進する更なる制度的措置も求められると思います。具体的には、事業者団体を事業者間協議の当事者として位置づけること等が含まれます。NTT東西殿が卸先として新規参入事業者を多数拡大した結果、それらと以前からのインターネット接続サービス事業者との間の公平性の点において、ISP事業者だけ特別に交渉することができないのであれば、単に卸先としてひとくくりにするのではなく、単純卸である他業種からの新規参入事業者と、インターネット接続サービス事業者とを区分する措置も求められると考えます。</p> <p>(事務局注：「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について(案)第6段落」)</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 御提案の更なる制度的措置については、今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>○ この2つの措置について基本的に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人IPoE協議会】</p>		無
<p>意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き前向きにパートナーとの協議に応じる考えであり、協議を担保するための新たな制度整備は不要。 ● 仮に制度整備を行うとしても、協議に応じることを担保するために、提供義務を課す必要はない。 	<p>考え方15</p>	
<p>○ 当社としては引き続き前向きにパートナーの皆様との協議に応じる考えであり、協議を担保するための新たな制度整備は不要と考えます。</p> <p>○ 仮に制度整備を行うとしても、協議に応じることを担保するために、提供義務を課す必要はないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 協議に応じることを担保するために、「正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務」を課す必要性については、考え方1で示したとおりです。</p>	無
<p>意見16</p>	<p>考え方16</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 「(指定卸役務の) 料金の算定方法」については、指定設備設置事業者の機微情報に留意しつつも、開示を受けた卸先事業者において妥当性の判断が可能となる水準のものとなることを要望。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「(指定卸役務の) 料金の算定方法」については、指定設備設置事業者の機微情報に留意しつつも、開示を受けた卸先事業者において妥当性の判断が可能となる水準のものとなることを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討することが適当であると考えます。 	無
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度整備案に賛同。 ● 指定卸役務について接続義務及び接続約款規制に相当する規定の創設、指定卸役務の交渉及び協議に関する公的機関への情報開示が秘密保持義務違反とならない旨の規定の創設を要望。 ● 少なくとも①卸料金の算定方法の明確化、②指定卸役務に係る交渉期間の明確化、③対応費用の見積の適正化の確保に係る事前規制を要望。 	考え方17	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定卸役務について、左記^(※)の措置を設けるべく、電気通信事業法の改正を行うことに賛同します。 具体的には、以下の3点の改正を要望します。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 指定卸役務について、接続における接続義務(32条)に相当する条項を創設し、一定の条件を充足した場合は提供する義務を置く。 2) 指定卸役務について、接続における接続約款規制(34条および35条)に相当する規律を創設し、一定の事前規制を設ける。 3) 指定卸役務の交渉および協議に関し、総務省を含む公的機関に開示することが秘密保持義務違反とならない旨の規定を置く。 ○ また、上記2)については、接続の事前規制と同等のものではないとしても、少なくとも以下の3点を確保することのできる事前規制を要望します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 卸料金の算定方法の明確化 (2) 指定卸役務に係る交渉期間の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本制度整備(案)としては、指定設備設置事業者に対し、①正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置、②卸料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務及びそれを担保する措置を設けるべく、電気通信事業法の改正を行うことが適当であると考えます。 ○ なお、今般の制度整備がなされた場合には、指定卸役務の料金の低廉化や提供条件の柔軟化等の進展状況を総務省において注視し、必要に応じて、更なる措置について検討することが 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>(3) 対応費用の見積の適正化 (事務局注：「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について(案)第6段落」 【日本通信株式会社】</p>	<p>適当であると考えます。</p>	
<p>意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸電気通信役務は相対契約を基本とすべきであり、役務の提供は保障約款で既に担保されており、料金の算定方法についても、電気通信事業法の改正によるこれ以上の義務化は必要ない。 ● 相対協議を巡る認識の相違については、卸元事業者と卸先事業者の両当事者が相応の努力を重ねることが重要。 ● 協議が合意に至らない場合であっても、卸電気通信役務に代わり接続を要望することで、これを受けた事業者に接続応諾義務が生じ、要望側の事業者においてサービスの提供が可能となるため、電気通信事業法の改正によるこれ以上の義務化は必要ない。 	<p>考え方18</p>	
<p>(指定卸役務の提供義務等関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 卸電気通信役務は、電気通信事業者が求める多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本とすべきであり、また、指定設備事業者がその設備を利用する事業者との交渉に応じて役務を提供することは、保障約款である各サービス契約約款で既に担保されていると考えます。 ○ 他方、料金の算定方法についても、指定卸役務においては相対契約を原則とする以上、電気通信事業法の改正によるこれ以上の義務化は必要ないと考えます。 <p>(卸先事業者への情報開示義務等関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 卸元事業者と卸先事業者と間での相対協議を巡る認識の相違については、卸元事業者は真摯な交渉をすることに、卸先事業者は具体的に明確な事項を提案することに努めれば協議は十分に成立することから、卸元事業者と卸先事業者の両当事者が相応の努力を重ねることこそが重要と考えます。 ○ また、協議が合意に至らない場合であっても、卸電気通信役務に代わり接続を要望することで、これを受けた事業者に接続応諾義務が生じ、要望側の事業者においてサービスの提供が可能となるため、電気通信事業法の改正によるこれ以上の義務化は必要ないと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度整備(案)は、卸役務については引き続き相対協議を基本とするものです。他方で、現行制度の下でのこれまでの交渉環境のままでは、再度指定卸役務の料金の高止まり等が生じる懸念が払拭できないところであり、卸協議の適正化を図るための制度的な基盤を整備するものです。 ○ なお、保障契約約款制度は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のサービスを対象とし、その規律の趣旨及び内容は考え方1で示したとおりであり、電気通信事業者向けの卸役務について、より実質的・活発な協議を促す観点から導入する本制度整備(案)とは規律の趣旨及び内容が異なるものです。 ○ また、指定設備設置事業者が提供する卸役務の全てについて、その代替となる接続機能が存在する状況にはないと認識しています。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
【楽天モバイル株式会社】		
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸役務に関する各種義務について電気通信事業法に規定する場合は、接続と卸の制度趣旨の違いを踏まえ、卸元事業者に過度な義務が生じることのないよう配慮すべき。 ● 卸は民民の相対協議が基本であり、提供条件を一律化する性質のものではないことから、情報開示の範囲等に関して慎重な議論が必要。 ● 他方で、NTT東西が提供する光サービス卸については、事業者間協議による卸料金等の提供条件の適正化が図られる見込みが低いといった特異事象が存在するため、提供条件の適正性を証する情報の開示義務を厳格に課していくことは適当。 	<p>考え方19</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相互接続は事業者が投資リスクを負い設備構築した設備を事業者同士で接続することでサービスを提供する一方で、卸役務は卸元事業者が提供しているサービスを、卸先事業者が付加価値なども付与しつつエンドユーザーへ提供するという性質の違いがあります。 また、その違いも踏まえ、卸電気通信役務の提供については、電気通信事業法6条（利用の公平性）や認定事業者である場合は、電気通信業法121条（提供義務）により、正当な理由の無い限り提供する義務が担保されています。 以上のように、接続と卸では根本的に依って立つ制度趣旨が異なることから、卸役務に関する各種義務について、電気通信事業法に規定する場合は接続制度との違いにも配慮し、卸元事業者に過度な義務が生じることのないよう配慮いただくべきと考えます。 ○ 特に、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務及びそれを担保する措置については、次の2点の理由から、情報開示の範囲等に関して慎重な議論が必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 卸は民民の協議により相対で提供条件を整理することが基本であること ② 卸約款のような形で提供条件を一律化し相対条件を実質不可能とする性質のものではないと考えられること ○ 以上が弊社の本項に対する基本的考えではありますが、その一方で東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。）が提供する光サービス卸については、複数のMNOが存 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信事業の認定は、土地の使用等に係る特権的地位を得るために事業者が任意に取得するものであって、認定電気通信事業者であることは、指定設備設置事業者となる上での必要条件ではなく、電気通信事業について認定を受けずに指定卸役務を提供することは制度的に可能だと承知しています。このため、認定電気通信事業に係る役務提供義務によって、今回の制度整備における目的が担保されることにはならないと考えます。 ○ 本制度整備（案）は、卸役務については相対協議を基本とするという卸役務制度の基本的な考え方は変更することなく、その協議の適正化を図るための制度的な基盤を整備するものです。 ○ 規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>在する移動通信市場と異なり、NTT東西殿が公社時代から有する設備資産等を活用し設備シェア及び市場シェアにおいて過度な一局集中が見られる（注釈参照）など、卸先事業者に対する交渉上の優位性が極めて強い。光サービス卸の最大手事業者である株式会社NTTドコモ殿が日本電信電話株式会社殿により完全子会社化されることで提供条件適正化のインセンティブが更に損なわれるなど、事業者間協議による卸料金等の提供条件の適正化が図られる見込みが低いといった特異事象が存在します。したがって、卸協議適正化のためには、NTT東西殿に対しては、その提供条件の適正性を証する情報の開示義務を厳格に課していくことは適当と考えます。</p> <p>【注釈】 <NTT東西殿の設備シェア及び市場シェアの過度な一局集中> ・NTT東西殿の光設備シェアは約75%*1と非常に高く、卸でサービス展開するFTTH事業者はNTT東西殿設備に頼らざるを得ない ・FTTH市場の約2/3*2は、NTT東西殿フレッツ光を利用したサービスであること（NTT東西殿フレッツ光契約シェアと光サービス卸の契約シェアの合計） *1「電気通信事業分野における市場検証（令和2年度）年次レポート」より *2詳細は<参考1>を参照 <参考1>FY20末におけるFTTH市場の状況</p>  <p>出典：「電気通信事業分野における市場検証（令和2年度）年次レポート」、 「日本電信電話株式会社2020年度決算短信」、「株式会社NTTドコモ2020年度決算データ集」より弊社作成</p>	<p>料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討することが適当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光サービス卸についての御意見は、賛同の御意見として承ります。 ○ なお、制度整備が必要であるのは、光サービス卸に限られず、モバイル音声卸も同様と考えます。 	

意見	考え方	修正の有無
【ソフトバンク株式会社】		
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸取引の特性を考慮し、まずは事業者間協議の状況や情報開示の自主的な取組等について注視することを要望。 ● 電気通信事業法を改正する場合は、「より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ること」を目的とした改正となる理解。 	<p>考え方20</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 卸取引の特性を考慮し、まずは事業者間協議の状況や情報開示の自主的な取組等について注視いただきたいと考えます。 ○ 仮に、電気通信事業法を改正することとなった場合は、本検討の主旨を踏まえ「より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ること」を目的とした改正となる理解です。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定卸役務については、有識者会合や総務省による指摘を受ける以前の段階で、事業者間協議等のみではその料金が引き下げられてこなかったこと等により、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性を認めざるを得ない状況にあるため、その優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための制度的な基盤を整備する必要があると考えます。 ○ 御意見の後段については御理解のとおりです。 	無
<p>意見21</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行法における卸元事業者に対する卸協議の開始・再開命令により対処することが妥当。 ● 「指定卸役務」の提供義務の範囲が不明確なまま、「正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務」まで課すことは不適切。 ● 指定卸役務の範囲は、当社が利用者向けに提供していないサービスや接続にて提供している機能までを含めるべきではなく、公正競争上の影響が大きい役務に限定すべき。 ● MVNOへの同機能同時期提供に向けて、協議の円滑化に資する事項をタイムリーに情報提供していく。 ● 当社の重要な経営情報にあたるもの（事業計画や利用者料金戦略に係る情報等）については、開示が強制されることで競争上著しく不利益を被ると考えられるため、開示は不适当。 	<p>考え方21</p>	
<p><指定卸役務を提供する義務について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度における協議の開始・再開命令で対 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 今回の制度整備案において、「指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じることを担保する」ことを目的とするならば、現行法における卸元事業者に対する卸協議の開始・再開命令により対処することが妥当であり、「指定卸役務」の提供義務の範囲が不明確なまま、「正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務」まで課すことは不適切である。</p> <p>○ なお、仮に卸役務の協議に応じることを担保することを目的に今回の制度整備を行うとしても、指定卸役務の範囲は、当社が利用者向けに提供していないサービスや接続にて提供している機能までを含めるべきではない。加えて、当事者間の合意に基づく創意工夫の妨げにならないよう、影響が少なくないものとして指定するのではなく、公正競争上の影響が大きい役務に限定すべきである。</p> <p>＜卸先事業者に情報を開示する義務について＞</p> <p>○ 開示する情報については、MVNOへの同機能同時期提供に向けて、協議の円滑化に資する事項をタイムリーに情報提供していく考えである。</p> <p>○ 一方で、当社の重要な経営情報にあたるもの（事業計画や利用者料金戦略に関係する情報等）については、開示が強制されることで競争上著しく不利益を被ると考えられるため、開示は不适当である。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>処することが妥当、との御意見については、考え方1で示したとおりです。</p> <p>○ 指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための制度的な基盤を整備するという本制度整備（案）の趣旨からすれば、指定卸役務については基本的に規制対象として捉えた上で、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものについては対象外とすることが適当であると考えます。</p> <p>○ その具体的な範囲については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、開示義務の対象となる情報の範囲も含め、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討することが適当であると考えます。</p>	

意見	考え方	修正の有無
7 関係		
意見22	考え方22	
<p>● 情報の開示先については卸先事業者だけでなく、その団体も含めることが必要。</p> <p>○ 情報の開示先については卸先事業者だけでなく、その団体も含めていただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	○ 情報を開示する対象については、引き続き検討することが適当と考えます。	無
意見23	考え方23	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 仮に制度整備を行うとしても、相対契約を基本とする制度趣旨を踏まえれば、その対象は卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべき。 ● また、公正競争上の影響の観点から規制要否について議論の上、必要が認められたもののみ個別に列挙する方式（ブラックリスト方式）を用いることが適当であり、包括的に指定卸役務すべてを規制対象とし、影響が少ないものだけを除外する方式（ホワイトリスト方式）を用いるのは適当ではない。 ● 開示する情報の範囲については、却って市場を歪めることにならないか、パートナーが競争上不利益を被らないかといった観点から慎重な検討が必要。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に卸役務の協議に応じることを担保することを目的に今回の制度整備を行うとしても、「卸役務は相対契約を基本」とする卸役務に対する制度趣旨を踏まえれば、当社としては、その対象は卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべきと考えます。 ○ また、制度整備を行う指定卸役務の範囲について「事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないもの」との記載がありますが、制度趣旨を踏まえれば、その対象については、公正競争上の影響の観点から規制要否について議論の上、必要が認められたもののみ個別に列挙する方式（ブラックリスト方式）を用いることが適当であり、包括的に指定卸役務すべてを規制対象とし、影響が少ないものだけを除外する方式（ホワイトリスト方式）は用いるのは適当ではないと考えます。 ○ 加えて、当社は、これまでも光コラボ事業の運営や更なる改善にあたって必要な情報の提供に努めてきていますが、パートナーには競争事業者も含まれていることから、開示する情報の範囲については、却って市場を歪めることにならないか、パートナーが競争上不利益を被らないかといった観点から慎重な検討が必要と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための制度的な基盤を整備するという本制度整備（案）の趣旨からすれば、指定卸役務については基本的に規制対象として捉えた上で、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものについては対象外とすることが適当であると考えます。 ○ その具体的な範囲や開示する情報の範囲については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討することが適当であると考えます。 	無
<p>意見24</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協議が進みにくく、かつ、他社からの代替的な卸の調達が困難な、MNOと同種サービスの提供を業とするMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務については原則として全て対象とすべき。特に「モバイル音声卸」に加え、今後公正競争上の影響が大きい「5G（SA方式）」に係る卸役務を対象とすることは必須。 	<p>考え方24</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>● 開示すべき情報については、以下のとおりとすることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報（接続料相当額、回収が見込まれている費用項目等） ・ 5G（SA方式）に係る卸役務等、新規の卸役務（MNOが実装する機能の全体像（例：3GPP等技術標準仕様の該当項目等により提示）、提供開始時期、提供までの情報開示スケジュール等） 		
<p>○ 第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、第二種指定事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、協議が進みにくく、かつ他社からの代替的な卸の調達が困難な、MNOと同種サービスの提供を業とするMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務については原則として全て対象とすべきです。特に「モバイル音声卸」に加え、今後公正競争上の影響が大きい「5G（SA方式）」に係る卸役務を対象とすることは必須であります。</p> <p>○ また、開示すべき情報については、以下のとおりとすることが必要と考えますので、今後の検討にあたって十分に考慮いただくよう要望いたします。</p> <p><モバイル音声卸等、既存の卸役務> 料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料相当額 ・ 回収が見込まれている費用項目 等 <p><5G（SA方式）に係る卸役務等、新規の卸役務> 上記に加え、円滑な協議のため、協議の端緒となりうる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MNOが実装する機能の全体像（例：3GPP等技術標準仕様の該当項目等により提示） ・ 提供開始時期 ・ 提供までの情報開示スケジュール 等 <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討することが適当であると考えます。</p>	無
<p>意見25</p> <p>● 指定卸役務の範囲や情報開示の在り方については、卸元事業者と卸先事業者がそれぞれの利用者に対して、同時期に同機能の提供ができることを踏まえた検討が重要。</p> <p>● 総務省が、今回の制度整備案にて卸協議の適正化が十分に進み、二種指定</p>	考え方25	

意見	考え方	修正の有無
<p>事業者とMVNO間の協議について問題が生じていないか等について引き続き注視し、更なる適正性の向上のため、料金の内訳に関する情報や、円滑に協議が進むような情報等が適切に開示されるよう、制度整備や施策実現等の取り組みを推進することを要望。</p>		
<p>○ 指定卸役務の範囲や情報開示の在り方については、卸元事業者と卸先事業者がそれぞれの利用者に対して、同時期に同機能の提供ができることを踏まえて検討いただくことが重要であると考えます。特に、モバイル市場においては今後、5G（SA方式）によって、多数同時接続や超低遅延通信を用いたIoTサービス等、より多種で高度なサービスが生み出されることが期待されますが、強化・高度化される5Gネットワークの機能を、MVNOがMNOと同時期に、MNOと同等の自由度でもって扱うことができるように、二種指定事業者とMVNO間の卸協議が円滑に進むことや、MVNOの検討に資する情報開示が適切に行われることを期待いたします。</p> <p>○ 総務省殿においては、今回の制度整備案にて卸協議の適正化が十分に進み、二種指定事業者とMVNO間の協議について問題が生じていないか等について引き続き注視いただくとともに、更なる適正性の向上のため、料金の内訳に関する情報や、円滑に協議が進むような情報等が適切に開示されるよう、制度整備や施策実現等の取り組みを推進していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討することが適当であると考えます。</p> <p>○ 今般の制度整備がなされた場合には、指定卸役務の料金の低廉化や提供条件の柔軟化等の進展状況を総務省において注視し、必要に応じて、更なる措置について検討することが適当であると考えます。</p>	無
<p>意見26</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定卸役務の範囲は慎重に検討することを要望。 ● 開示する情報の範囲については大凡の卸先事業者が理解できる範囲とし、卸元事業者の経営情報等に過度に踏み込まないものとして検討することを要望。 	<p>考え方26</p>	
<p>○ 仮に、電気通信事業法改正等の新たな規制を導入する場合には、以下の点にご配慮頂くことを希望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸元事業者が誠実に交渉の席に着き、卸先事業者に対して料金の算定方法等の情報を十分に開示してもご納得頂けない場合もあることから、単に協議が平行線あるいは不成立であるということのみを捉えて指定卸役務に指定するという判断がなされないよう、指定卸役務の範囲は慎重にご検討頂きたいと考えます。 	<p>○ 規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示する情報の範囲については大凡の卸先事業者が理解できる範囲とし、卸元事業者の経営情報等に過度に踏み込まないものとしてご検討頂きたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>討することが適当であると考えます。</p>	
<p>意見27</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業法を改正し、規制対象とする指定卸役務の範囲を設定する場合、例えば以下の条件を全て満たす場合に限ることが適当。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場影響が大きいサービスであること ・ 市場料金が値下がりしたことに對し、適切な理由なく卸料金の値下げが確認できないこと ・ 代替交渉先がない等の理由により、卸元事業者と卸先事業者間の協議が有効に機能していないと事実確認が行われること ● 開示する情報の範囲は、事業者間のビジネス的な関係性を阻害しない最低限の範囲として、協議の入り口となる標準的（標準的な料金、その他提供条件等）な提供プランのみとする等、限定的であるべき。 	<p>考え方27</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に、電気通信事業法を改正し、規制対象とする指定卸役務の範囲を設定する場合、卸の柔軟性を確保するためにビジネスベースの協議による相対契約を基本としつつ、事業者間の適正な競争環境を確保することのバランスを取ることが重要であり、例えば以下の条件を全て満たす場合に限ることが適当と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場影響が大きいサービスであること （補足）例えば、現状090/080/070番号でのモバイル音声サービスは多くのMVNOにおいて提供されていますが、今後は、SNS等の様々なコミュニケーション手段の更なる浸透により、市場影響（価値）が縮小することも十分に考えられます。このようにサービス毎の市場影響の大小は、市場環境変化を踏まえた時々の判断が必要と考えます。 ・ 市場料金が値下がりしたことに對し、適切な理由なく卸料金の値下げが確認できないこと ・ 代替交渉先がない等の理由により、卸元事業者と卸先事業者間の協議が有効に機能していないと事実確認が行われること ○ なお、仮に、規制対象とする指定卸役務の範囲が設定される場合において 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討することが適当であると考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>も、前述のとおり、卸取引は、原則的にはビジネスベースの取引であり、その点が市場活性化に寄与する側面があることについて十分に考慮し、開示する情報の範囲は、事業者間のビジネス的な関係性を阻害しない最低限の範囲として、協議の入り口となる標準的（標準的な料金、その他提供条件等）な提供プランのみとする等、限定的であるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		

意見	考え方	修正の有無
8 関係		
<p>意見28</p> <p>● NDAの問題により団体協議が成立していないとの主張もあるが、NDAは卸先事業者間で相互に秘匿したい情報を守るために有効でもある。NDAにおける開示請求を利用して、開示範囲を広げることがを試行することを検討することを提案。</p>	<p>考え方28</p>	
<p>○ NDAの問題により団体協議が成立していない状況があるとの主張もありますが、一方でNDAは双方向性を持ち、卸先事業者間でも相互に秘匿したい情報を守るためにも有効な場合もあり、広く一般に開示可能な情報ではないため、NDAにおける開示請求の項目を利用して開示範囲を広げることがを試行してみることが検討の中に含めていただくことを提案いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人IPoE協議会】</p>	<p>○ NDAが、卸先事業者間での情報秘匿にも有効であるという点は御指摘のとおりと考えます。</p> <p>○ 御提案については、今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見29</p> <p>● NTT東日本・西日本との一部の団体協議はNDAの問題で成立しておらず、検討を要望。</p>	<p>考え方29</p>	
<p>○ 左記^(※)の内容に賛同します。上述の通り、当協会とNTT東西殿との一部の団体協議はNDAの問題で成立しておらず、ご検討よろしく申し上げます。</p> <p style="font-size: small;">（事務局注：「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）第8段落」）</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 固定通信における、光サービス卸への参入後の協議のあり方については、御指摘のあったNDAの問題も含め、引き続き検討することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見30</p> <p>● 卸料金に関する情報は、重要な経営情報であるため、卸事業を営むパートナー、またはそれを営もうとする意思のある事業者に限って開示してきたところ。その</p>	<p>考え方30</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>ため、JAIPAからの団体協議についても、まずは当社パートナーのグループとの間であれば団体協議は可能と回答してきたところ。</p> <p>● JAIPAに団体協議の実施内容等について具体的に聞き取った上で、実現の方策について引き続き検討し、団体協議の実現に向けて対応を進めたい考え。</p>		
<p>○ 卸料金に関する情報は、重要な経営情報であり、その卸料金を開示することは当社のみならず、パートナーにおいても仕入値を知られることとなり、その他の自己設置事業者等との間で競争上の不利益を被ることとなるため、卸事業を営むパートナー、またはそれを営もうとする意思のある事業者に限って開示してきたところです。そのため、当社としては、JAIPA殿からの団体協議のご要望についても、まずは当社パートナーのグループとの間であれば団体協議は可能と回答してきたところです。</p> <p>○ 当社としては、JAIPA殿に団体協議の実施内容等について具体的に伺った上で、実現の方策について引き続き検討し、団体協議の実現に向けて対応を進めたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 固定通信における、光サービス卸への参入後の協議のあり方については、引き続き検討することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、御意見において「団体協議の実現に向けて対応を進めたい」との御表明があった点については、総務省において進展状況を注視することが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
9 関係		
<p>意見31</p> <p>● 継続検討する課題は、これまでの研究会で議論された課題等を踏まえ選定されるべき。</p> <p>● 卸料金の公表は、継続検討ではなく、各社取組を当面注視し、今後課題が生じている等の疑義が生じた際に再検討の扱いとすることが妥当。</p>	考え方31	
<p>○ 継続検討する課題は、これまでの研究会で議論された課題等を踏まえ選定されるべきものと考えます。</p> <p>○ 本件については、KDDI株式会社殿（以下、「KDDI殿」といいます。）がご説明された以下の内容と認識していますが、そもそも、卸料金の公表について、一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会殿や一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会殿からの要望や課題としての指摘がない状況で</p>	<p>○ モバイル音声卸の標準的な料金の公表については、指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正するための手法の1つであると考えます。</p> <p>○ しかしながら、現時点において、MNOとMVNOの両者から意見を十分に聴取できている訳では</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>す。したがって、特定事業者にて自主的な取り組みとして提言された卸料金の公表は、継続検討ではなく、各社取り組みを当面注視し、今後課題が生じている等の疑義が生じた際に再検討の扱いとすることが妥当と考えます。</p> <p><KDDI殿ご説明内容> 「また、モバイル音声卸の標準的な提供料金についても、全卸元事業者が公表することを前提に公表を検討して参ります。（全卸元事業者での公表を前提としている背景は、音声卸はMNO間の卸市場の競争条件の1つとなっており、その公平性を担保する観点）加えて、今後もMVNO様との協議状況を踏まえ、適宜公表する範囲を見直ししていく所存です。このような自主的な取り組みについても、本件検討において考慮いただきたいと考えます。」（資料49-3KDDI株式会社説明資料P9より抜粋）</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ないため、MNO各社の取組等を考慮するためにも、両者の意見を聴取し、引き続き検討することが適当であると考えます。</p>	
<p>意見32</p> <p>● モバイル音声卸の標準的な卸料金の公表について、今後の取組においてはMNO及びMVNO含めた電気通信市場全体の競争を阻害しないよう十分な考慮が必要。</p>	<p>考え方32</p>	
<p>○ 弊社は、モバイル音声卸の標準的な卸料金の公表について、全指定設備設置事業者の公表を前提に検討することを提案しましたが、本来の意図は、これまでのご議論やご指摘を真摯に受け止め、モバイル音声卸に係る卸料金の引き下げの実施や、接続代替機能に関してMVNOと協議を進めており、まずはこれらの取組の効果検証や今後の協議の進展について注視していただきたい点であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>○ 一方、接続料研究会第50回にて、NTTドコモからは「提供料金の公表によって、一次MVNOの仕入れ値が二次MVNOに明らかになることについて配慮が必要」、ソフトバンクからは「卸役務は、民民での協議により相対的に提供条件を整理することが原則であることから、競合他社であるMNO含め、標準的な提供条件を知り得るような形で広く一般に公開することは不要。また、公表せずとも、現時点ですでにMVNOが必要な情報を適切に入手することが可能な状況にある。」といったモバイル音声卸の標準的な卸料金を公表することへの課題について意見が述べられているとおり、今後の取り組みにおいてはMNO及びMVNO含めた電気通信市場全体の競争を阻害しないよう十分に考慮す</p>	<p>○ モバイル音声卸の標準的な料金の公表については、指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正するための手法の1つであると考えます。</p> <p>○ しかしながら、現時点において、MNOとMVNOの両者から意見を十分に聴取できている訳ではないため、MNO各社の取組等を考慮するためにも、両者の意見を聴取し、引き続き検討することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>る必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見33</p> <p>● 当社は、モバイル音声卸の標準的な卸料金については、卸先事業者からの求めに応じて、NDA契約後、速やかに卸先事業者に開示していく。</p>	考え方33	
<p>○ 当社は、卸協議において積極的な情報提供を行っているが、卸競争の促進及び新規参入事業者の予見性確保の観点から、モバイル音声卸の標準的な卸料金を事業者の開示する考えである。</p> <p>なお、モバイル音声卸の標準的な卸料金については、卸先事業者からの求めに応じて、NDA契約後、速やかに卸先事業者に開示する考えである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ モバイル音声卸の標準的な料金の公表については、現時点において、MNOとMVNOの両者から意見を十分に聴取できている訳ではないため、MNO各社の取組等を考慮するためにも、両者の意見を聴取し、引き続き検討することが適当であると考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
10関係		
<p>意見34</p> <p>● 指定卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化を進めるにあたって、卸先事業者の規模や取引額によって不公平な取り扱いが発生する可能性がないように慎重に検討することを求める。</p> <p>● また、卸先事業者間で、卸元事業者への要求に関して意見の相違や矛盾が生じることも想定され、その際にどのように解決するかを検討に含めるよう要望。</p>	考え方34	
<p>○ 新たな制度において、指定卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化を進めるにあたって、卸先事業者の規模や取引額によって不公平な取り扱いが発生する可能性がないように慎重に検討していただくことを求めます。また、卸先事業者間で卸元事業者への要求に関して意見の相違や場合によっては矛盾が発生する可能性が想定されますが、その際にどのように解決するかについても検討に含めていただくよう希望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人IPoE協議会】</p>	<p>○ 今般の制度整備がなされた場合には、卸先事業者の規模や取引額によって不公平な取扱いが発生していないか、事業者間協議が適切に行われているかといった点について、総務省において引き続き注視することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見35</p> <p>● 指定卸役務の事業者間協議に加え、従来からの事業者間協議のテーマである</p>	考え方35	

意見	考え方	修正の有無
<p>PPPoE 網終端装置の増設基準や、IPoE単県サービスについても事業者間協議の仕組みを整え、推進することが必要。</p>		
<p>○ 料金の引き下げ及び増大するブロードバンドトラヒックへの対応のためには、指定卸役務の事業者間協議に加え、従来からの事業者間協議のテーマであるPPPoE 網終端装置の増設基準や、IPoE単県サービスについても事業者間協議の仕組みを整え、推進することが必要と考えます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 本制度整備（案）に直接関係する御意見ではありませんが、御指摘のPPPoE 接続における網終端装置の増設基準等については、必要に応じて、今後当研究会において検討を進めることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見36</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度整備案に基づく制度整備の後も、指定設備設置事業者と卸先事業者の間で卸協議の円滑化・適正化が十分に進んでいるか等について引き続き注視することが必要（同旨3社）。 ● 卸先事業者にとって望ましい競争環境となっていない場合は、更なる措置について速やかに検討することが望ましい。 ● 具体的な制度整備においては、「MNOと同等のサービスをMVNOも同時期に利用者向けに提供できるよう情報開示や卸協議が行われること」「卸役務の提供にあたり自社グループだけを仕様面、料金面および提供時期等に優遇することがないよう」等について適切に考慮・反映されるよう要望。 	<p>考え方36</p>	
<p>○ 本制度整備案に基づく制度整備を進めていただき、その後も指定設備設置事業者と卸先事業者の間で卸協議の円滑化・適正化が十分に進んでいるか等について引き続き注視していただくことが必要と考えます。 例えば、「指定設備設置事業者と同等のサービスが卸先事業者で同時期に利用者向けに提供できるよう情報開示や卸協議が実施されていない（同時期に提供できる事業者がない、またはごく僅かであった）」や「指定設備設置事業者の自社グループだけを提供時期や条件面で優遇している」など、卸先事業者にとって望ましい競争環境となっていない場合は、更なる措置について速やかにご検討いただくことが望ましいと考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今般の制度整備がなされた場合には、指定卸役務の料金の低廉化や提供条件の柔軟化等の進展状況を総務省において注視し、必要に応じて、更なる措置について検討することが適当であると考えます。</p>	無
<p>○ 総務省殿においては、まずは本案に基づいた電気通信事業法および関係する法令の整備を進めるとともに、その後も卸協議の円滑化・適正化が十分に進み、二種指定事業者とMVNO間の卸協議において課題が生じていないか等について引き続き注視いただくようお願いいたします。</p>		無

意見	考え方	修正の有無
<p>○ また、具体的な制度整備においては、「協議不調の場合の協議開始・再開命令条件」の見直しや、イコールフットイングの確保の観点から、「MNOと同等のサービスをMVNOも同時期に利用者向けに提供できるよう情報開示や卸協議が行われること」「卸役務の提供にあたり自社グループだけを仕様面、料金面および提供時期等に優遇することがないようにすること」など、当委員会のかねてからの主張について適切に考慮・反映されるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>		
<p>○ モバイル音声卸について、MNOによる卸料金改定が行われなかった状況が10年に渡り放置されてきたことは誠に遺憾です。</p> <p>本件制度整備に関しては大いに賛同いたしますが、今後また同様の状況が繰り返されることのないよう、制度整備後も総務省に指定卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視していただくことは、卸協議の適正性確保において必須であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本通信株式会社】</p>		無

・ その他

意見	考え方	修正の有無
意見37	考え方37	
<p>● 「交渉の席に着き」は対面しか駄目としか読めない。</p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）」2ページ</p> <p>「指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じること」と書いてあります。</p> <p>しかし現在はコロナが収束しているように見えていますが、若干ぶり返しそうな気配があります。ですので「交渉の席」という「席に座っての対面交渉」しか駄目と読める記述はしないでほしいです。それも「交渉の席」にさらに「誠実」が加わり「誠実に交渉の席に着き」となっている事から考えて、「対面」しか駄目としか読めません。「電話で済みます」なんて言葉がある一方で「対面で済みます」という言葉はありません。</p> <p>この事から考えて電話やリモートでの交渉は「誠実」にならないように思</p>	<p>○ 「交渉の席に着き」は、対面に限定するものではありません。</p> <p>○ なお、交渉を対面で行うか、オンラインで行うか等交渉の進め方については、その交渉の当事者において決めるべきものであると考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>いますが、そのこの所の判断をお示してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
<p>意見38</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定の光回線は利用料金も高く、一律横並びなので、自由競争が起きるように促進して欲しい。 	<p>考え方38</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定の光回線はおまだに縛りや違約金がある上に、利用料金も高く、一律横並びなのでぜひ、自由競争が起きるように促進して欲しい。料金体系も分かりにくく、よくわからないキャンペーンも乱立していて、複雑です。 <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度整備（案）において示した制度的な基盤を整備することによって、指定卸役務に係る事業者間協議が活発化し、ひいては小売市場における競争が促進されることを期待します。 	<p>無</p>
<p>意見39</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度整備案に賛同。 ● モバイル音声卸、5GSA方式、光サービス卸については再度の高止まりを防ぐために、指定卸役務の対象とすべき。 ● 新規の役務についても、研究会等で問題提起された時点で、速やかに検討すべき。 	<p>考え方39</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度案の考え方に賛同いたします。モバイル音声卸、5G SA方式、光サービス卸を対象とすべきと考えます。 ○ 特に、モバイル音声卸については、日本通信とNTTドコモ間の大臣裁定が出るまで、1度も見直しが行われなかったため、MVNOは音声定額、無料通話付きプラン(どちらも00XY中継電話を除く)など、魅力的な音声サービスを提供するのが困難だったと思われます。今後もモバイル音声卸については再度の高止まりを防ぐために、指定卸役務に対象とすべきと考えます。 ○ 5G SA方式については、現在の相対協議から見ても、今後、協議が難航する可能性が高く指定卸役務の対象にすべきと考えます。 ○ 光サービス卸についてもモバイル音声卸と同様の問題(交渉上の優位性を背景に高止まり)があると考えられます。こちらは、3回値下げが行われていますが、(単純に比較はできないが)接続料と比較して卸料金の差が大きいと聞いています。光サービス卸についても、定期的な卸料金の提供条件等の見直しが進むよう、指定卸役務の対象にすべきと考えます。 ○ 新規の役務についても、研究会等で問題提起された時点で、速やかに検討すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲については、指定設備設置事業者の交渉上の高い優位性や指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が進むよう、関係事業者の意見も聴取しながら引き続き検討することが適当であると考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
【個人3】		
意見40 ● サービス料金が適正料金に下がるよう、検討を要望。	考え方40	
○ サービス料金が適正料金に下がるような結果を確実にもたすよう、ご検討ください。 <div style="text-align: right;">【個人4】</div>	○ 頂いた御意見については、参考として承ります。	無